

みなとみらいストリングオーケストラ 団則

2021.11.13 制定

1. 設置

当団の名称を「みなとみらいストリングオーケストラ」とする。
設立日は2021年11月13日とする。
当団は所在地を 神奈川県横浜市都築区早渕1-38-21 に設置する。

2. 活動理念

当団は、以下の理念のもとに活動する。

(1) 成長の場になる楽団

日々の音楽活動を通じ、一人ひとりの音楽能力を育て、成長できる喜びがある団体を目指す。

(2) 「いい演奏」を目指す楽団

いい演奏とは、奏者が音楽を心から楽しんでこそ実現するものである。より良い音楽を追求するとともに、奏者が楽しめる雰囲気づくりや団員間の交流も大切にする。

(3) 真剣に楽しめる楽団

多忙な日々を送る中で、何かに真剣に打ち込める時間はそう多くない。音楽に真剣に打ち込める時間を仲間と楽しむことで、各団員の人生において有意義な時間となるようにする。

3. 活動内容

当団は年に1回以上の演奏会を実施し、演奏会に向けて定期的に練習を行う。
団員は、本規則に従い、積極的に演奏会に係る活動へ参加する。

4. 団員制度

(1) 入団について

当団では、演奏会ごとに団員の募集を行う。演奏会本番には参加せず、練習にのみ参加する者も団員とみなす。参加希望者は募集期日までに執行部へ希望届を提出する。

また、期日後に追加募集が実施される場合も同様に、当団へ参加を希望する者は、執行部へ希望届を提出する。

(2) 退団について

退団を希望する場合、団員は執行部にその意思を示し承認を得るものとする。

また、下記に当てはまる場合には、執行部による話し合いの上で団員を退団させることができる。

- ① 当団の活動理念に反すると判断された場合。
- ② 法令等に違反した場合。
- ③ 政治活動、宗教活動、その他団が適当と認めない勧誘活動が行われた場合。
- ④ 本規則に反する行為があった場合。
- ⑤ その他、当団の活動において当該団員の参加継続が不適当と認められる場合。

(3) 出欠について

団員は可能な限り練習へ参加する。

また、執行部の定めた方法・期限に従い、自らの出欠を団員に公開する。やむを得ない事情による急な欠席については、速やかに執行部及びパート内へ伝達する。

5. 運営制度

執行部は、団員有志によって構成される。執行部に所属する団員は担当となった役職を務め、任期中責任を持って全うする。

任期は毎年4月からの12ヶ月間とし、

執行部は定期的に執行部会を開催し、団体活動を円滑に進めることができるよう打ち合わせを行う。

6. 会計

(1) 予算の作成と成立

予算は、演奏会毎に執行部によって作成され、団員に公開される。執行部は、予算案についての団員からの質疑に答える義務を有する。

(2) 活動費の納入

団員は、予算の成立後、執行部が提示する期日までに活動費の納入を行う。

なお、演奏会前に退団となる場合は、執行部が定めた方針に沿って返金がなされる。

(3) 決算の作成

決算は、各演奏会終了後に執行部により作成され、団員に公開される。執行部は、決算についての団員からの質疑に答える義務を有する。

7. 本規則の改正

本規則の改正案が提出された場合、執行部での話し合いの後に団員に公開される。団員からの質疑、異議については執行部がとりまとめ、その解決を図る。団員からの承認をもって改正の成立とみなす。

以上